

## 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1 改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 4 号）の成立に伴い、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 1 0 7 条第 3 項において、装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和 5 年法律第 5 4 号）第 2 条第 4 項に規定する装備移転をいう。）の対象となる航空機として製造されるもの（以下「装備移転航空機」という。）について、航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 6 章及び第 1 1 章の規定の適用について政令で特例を定めることとしたところ、自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）第 1 4 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する航空法の規定のうち、防衛省令により定めることとした手続を定める。

また、自衛隊法第 1 0 7 条第 7 項の規定により、装備移転航空機を製造する者が、同条第 5 項の規定により防衛大臣が定める基準（装備移転航空機に係るものに限る。以下「基準」という。）に適合していることについて確認を受ける手続を定める。

### 2 改正の概要

- (1) 装備移転航空機の事故が発生した場合に、当該装備移転航空機の機長又は使用者が防衛大臣に報告しなければならない事項を定める。（第 8 7 条の 3 関係）
- (2) 装備移転航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合に、当該装備移転航空機の機長が防衛大臣に報告しなければならない事項を定める。（第 8 7 条の 4 関係）
- (3) 装備移転航空機を製造する者が、装備移転航空機を空港等以外の場所で離着陸する許可を受けようとする場合の手続を定める。（第 8 7 条の 5 関係）
- (4) 装備移転無人航空機（装備移転航空機のうち無人航空機（航空法第 2 条第 2 2 項に規定する無人航空機をいう。）であるものをいう。以下同じ。）の事故が発生した場合に、当該装備移転無人航空機を飛行させた者が防衛大臣に報告しなければならない事項を定める。（第 8 7 条の 6 関係）
- (5) 装備移転無人航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合について、当該装備移転無人航空機を飛行させる者が防衛大臣に報告しなければならない事項を定める。（第 8 7 条の 7 関係）
- (6) 装備移転航空機を製造する者が、新たに装備移転航空機を設計したとき又は既に確認を受けた装備移転航空機の設計を変更しようとするときに、当該設計が基準に適合していることの確認を受ける手続を定める。（第 8 7 条の 8 及び第 8 7 条の 9 関係）
- (7) 装備移転航空機を製造する者が、製造しようとする装備移転航空機について、基準

に適合していることの確認を受ける手続を定める。(第87条の10関係)

- (8) 装備移転航空機を製造する者が、装備移転航空機による飛行について、基準に適合していることの確認を受ける手続を定める。(第87条の11関係)
- (9) 装備移転航空機管理番号(装備移転航空機の機体を管理するために装備移転航空機ごとに定める番号をいう。)の付与に係る手続きについて定める。(第87条の12関係)
- (10) 第6号から第8号までの手続に用いる申請書等の様式について定める。(別記様式関係)

### 3 施行期日

令和8年4月1日